

議案第52号

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例

備前市立備前焼ミュージアム設置条例(平成27年備前市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「640円」を「660円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。